

**新たに「地域避難施設認定制度」を開始します！**  
～町内自治会集会所等を地域の避難施設として認定し、備蓄品等の配備を行います～

千葉市では、感染症対策や避難生活環境の向上を図るため、新たに町内自治会集会所等を避難先とする「地域避難施設認定制度」を開始しますので、お知らせします。

## 1 趣旨

市内で災害が発生または発生する恐れがある場合、避難を行う者が指定避難所まで移動できない場合の身近な避難先の確保や、感染症をふまえた分散避難の一つとして指定避難所以外の避難先の確保が必要となることから、町内自治会等が所有する集会所等のうち一定の要件を満たすものについて「地域避難施設」として認定するとともに、認定施設に対する支援を行うものです。

## 2 受付開始日

令和3年1月21日（木）

## 3 制度概要

町内自治会等からの申請に基づき、一定の要件を満たす集会施設等を地域避難施設として認定するとともに、認定施設への備蓄品等の配備を行います。

### (1) 認定基準

#### ア 建物要件

新耐震基準（昭和56年6月1日以降）に則して建築又は改修されたもの

#### イ 立地要件

（ア）土砂災害警戒区域等に該当しないこと

（イ）浸水想定区域に該当する場合は、開設に関する条件を付して認定する

#### ウ 体制要件

（ア）町内自治会等による自主的な運営を前提とすること（市職員は配備しない）

（イ）避難所運営委員会と連携がとれること

### (2) 認定施設に対する備蓄品等の配備

ア 防災行政無線の戸別受信機の貸与

イ 収容可能人数に応じた食料、飲料水の供与

## 4 意向調査

令和2年9月30日から11月30日まで、全町内自治会へ意向調査を行ったところ、243団体（234施設）から利用の意向がありました。

## 5 市ホームページ

【URL】<https://www.city.chiba.jp/somu/bosai/tiikihinansisetu.html>